

## 『今回の法改正は自家用ダンブの取扱いを変更するものではない。自家用白ダンブだから罰則とするものではない』国土交通大臣答弁

4月24日、衆議院国土交通委員会でダンブのナンバー問題の質疑が行われ、日本共産党の畑野君枝さんが質問に立ちました。そのもようはインターネットで中継されました。録音したものを文字起こし、要約して掲載します。

○畑野委員 日本共産党の畑野君枝です。

自家用ダンブの運用などと昨年改正された貨物自動車運送事業法との関わりについて伺います。…、従前からの建設現場などで仕事をしている自家用ダンブや、自ら所有する貨物を自ら運送する白ナンバートラックなどを違法とするものではないという解釈でよろしいのか、金子恭之国土交通大臣に伺います。

■金子国務大臣 先ほど御指摘ございました、昨年6月に超党派の議員立法により成立し、そして本年4月1日から一部施行されたトラック適正化二法は、貨物自動車運送事業法に基づく許可を得ず他人の貨物を有償で運送する、いわゆる違法白トラに運送委託を行った荷主等に対して直接罰則を科すものであり、違法な白トラ行為を行っている者に関する従前の取扱いを変更するものではございません。

○畑野委員 そうしますと、違法ではないということでもよろしいですか。先ほどお示した自家用ダンブあるいは自ら所有する貨物を自ら運送する白ナンバートラックは、先ほどの法律には対象じゃない、合法だということでもよろしいですか、大臣。

■金子国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございます。このことを罰則とするものではございません。

○畑野委員 罰則とするものではないと金子大臣からしっかりと御答弁を初めいただきました。ところが、建設業の現場などでは大変な事態が起きております。この間、建交労から現場で起こっている事態を伺ってまいりました。…昨日、能登半島の被災地の事態を伺いました。復興の途上にあるのに3月31日をもって白ナンバーの自家用ダンブが全て排除された。これまで、大体、営業用の緑ナンバー20台ぐらい走っていた、そして白ナンバーの自家用ダンブなどが60台ぐらい動いていた。それが、白ナンバーが一気に今ゼロになっている、大混乱で工期は延びるだろうというのが能登の被災地の事態だということです。

今日、資料で、国交省が出したチラシを添付いたしました。①、②を見ていただきたいんです。①が表です。「令和8年4月1日から新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償で貨物の運送を委託した場合も、貨物自動車運送事業法違反となる可能性があります」裏の②で、「いかなる人も「白ナンバーのトラックに貨物の運送を有償で委託してはいけない」と。これですと、白ナンバー全て違法であるかのように読めてしまうんですね、大臣は違法じゃないとおっしゃっていた、禁止したもんじゃないとおっしゃったんですけど、こういうチラシが現場に一層の混乱を起したと言わなくてはなりません。

全商連からも、一人親方の方が建設現場で運べなくなっていると。この間、奈良から御家族の方が、何とかしてほしいと訴えにも来られたんです。大臣はこうした現場で起きていることを御存じでしょうか。そして、能登の被災地について、これはもう直ちに事態をつかんで、白ナンバーの自家用ダンブが従来どおり復興の仕事に携われるようにするべきだと思いますが、いかがですか。

■金子国務大臣 私の地元熊本でも、災害復興復旧等に白ダンブを使っている業界もおられます。そういう建設現場において自家用ダンブカーが一定数使用されているところでございますが、

トラック適正化二法が施行される本年4月からその使用が一律に禁止されるなどの誤解によりまして、その使用が抑制され、工事の実施に支障が生じるのではないかと懸念の声があることは承知をしております。

○畑野委員 実際、能登の担当官に私聞きましたので、是非つかんでいただきたいと思います。

この間、国交省として事務連絡を繰り返し出して、自家用ダンブやあるいは自ら所有する貨物を自ら運送する白ナンバートラックは従前どおりであるということを知りたそうとしているんです。だけれども、はっきり言って文章が分かりにくいんです。ゼネコンや元請は理解できて、現場で一生懸命頑張っている方、こういう文章を読み込む余裕がないということなんです。実態を早急につかんだ上で、もっと分かりやすい表現で文章を出して周知することを含めた対応が必要ではないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

■金子国務大臣 4月を前にして、私の地元でも建設業界から、このままいくと白ダンブをお願いしている中で事業ができないというお話がございました。

そこで、正確な話として、白ダンブを使うに当たって、建設業と契約関係をしっかり結んでいただくということが必要である、契約関係を結んでいないのに白ダンブを使うことが、これは駄目だということも申し上げて、そのことをしっかり広報していくということ、建設業界とも、あるいは関係の皆さん方に広報をしたことでもありますし、説明会もやらせていただいたところでございます。本年4月1日から一部施行されたトラック適正化二法は、違法白トラに運送委託を行った荷主等に対して直接罰則を科すものであり、違法な白トラ行為を行っている者に関する従前の取扱いを変更するものではございません。

…国土交通省としては、関係省庁とも連携しながら、引き続き、関係者への制度内容の丁寧な周知をしっかりと進めていくことでございます。

○畑野委員 昨日、神奈川の組合の方からも聞いたんですけど、静岡の大きな工事現場で、やはり、適法な、合法的な自家用ダンブがもう現場に入れないという状況になっている。それで、その工事現場の担当者に言ったら、あつ、そういうことなんですかと分かった。その後、更に大手ゼネコンが仕事していますから、二人の所長さんのところにも行って、分かりましたと。そこは分かっていただけ、大臣がおっしゃったように。だが、一次、二次、下請になったら、もうそんな長い文章、何回も出ているの、だんだん文章は短くなっているんですけどもね、だって、こういうのが出ちゃっているわけだから、もう本当に分かりやすい徹底をしていただきたいというふうにも思っています。

秋田県は、既に1月23日に、県として、本当に分かりやすい、今までと、これまでどおり問題ないんですというところで、合法的に運用されている白ナンバートラック、やっているわけですからね。これはもう是非分かりやすい徹底をしていただきたい。

◆岡野政府参考人(国交省大臣官房総括審議官) 失礼します。事務的なことでございますので、補足させていただきます。

先ほど大臣の方から御説明したとおりでございますけれども、今回につきましては、今回、4月1日から施行されたトラック適正化二法につきましては、違法な白トラ行為を行っている者に関する従前の取扱いを変更するものではないということでございます。

また、委員からお配りいただきました資料、こちらの方も、内容としましては、白ナンバーのトラックに貨物運送を有償で委託してはいけないと。ですから、委員がおっしゃったような自家用の、自己の需要のものを白ナンバーで運ぶということは当然違法ではないということになってございますし、また、それを建設現場の方が雇用関係を結んだ上で使用するというのも違法にはならないということでございます。

■金子国務大臣 済みません。念のためにお話をさせていただきます。

要は、白トラック、白ダンブカーが勝手に違法行為をやることでなくて、ちゃんと建設業あるいは運送業者が契約関係を結ぶことで、それをしっかり認めるということでございます。

○畑野委員 建設業をはじめ日本の産業にとって、なくてはならない存在です。廃業などを生まないようにしっかりと対応することを求めて、質問を終わります。

### 晴釣雨読(せいぢょううどく)

今冬の北東北は未曾有の豪雪に見舞われ解禁を心配したが、例年通りシーズン本番を迎えることが出来ほつとした。先月の機関誌に「初歩の釣り方を解説し、後は実釣を重ねて腕を磨くだけ」と言い切ったので、心許ない気持ちでいたが少しは参考になったでしょうか?▼釣り用語に釣れなかった事を「坊主」と言うがどんな意味を持つのか解るでしょうか?▼釣りをしている狙った以外の魚が釣れても、本命が釣れなかったことを「坊主」と言い、更に、全く釣れる気配すら無いことを「丸坊主」と言い、坊主のさらに上を行くようなストイックな表現をします。▼「坊主」という言葉の由来は諸説ある。狙った頭に毛が一本も生えていない様子を例えた説や、魚を釣る事も出来ない腕なのに、釣れないんだと、強がりの言い換えをして、釣れなかったことの曖昧な表現を、殺生をしない高尚なお坊主になぞらえた説がある。また、プロの漁師が売る魚が釣れずに儲けが無いから来た説は、「儲けが無い」を「もう毛が無い」は「坊主」の語呂遊びの連想から来た笑えない状況を笑いに変えたユニークに説だ。▼「坊主」は、誰もが釣りをして経験することであり、釣れない時は誰でも無言で憂うつになる。その気持ちを一転出来る心構えで鍛錬する事が釣り人には最も大切である。▼「坊主」は釣り人にとって、悔しい結果であり、釣りに出たからには「爆釣!」と自慢したいと思うが、ベテランでも初心者でも「坊主」を経験する。むしろ、本命を狙いすぎてより難易度を上げるベテランほど「坊主」になる確率が高い。大切なことは実釣を重ね、腕、心を鍛錬することこそ!!「丸坊主」とは無縁の楽しい釣りになるでしょう。

高橋 淳峰

# 秋田県トラック協会に抗議 『自家用ダンプの排除をやめろ』

4月8日、秋田県トラック協会を訪ね抗議・要請を行ないました。協会側は専務理事と事務局長が応対し、組合からは、森谷全国ダンプ部会顧問と田中東北ダンプ支部秋田分会書記長が参加しました。

この行動は「秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関」がトラック協会のホームページに「白トラが遂にゼロ!?」「特にダンプ界限を語る上で、もはや殿堂入りと言っても過言ではない”白トラ”」などと、事実無根の見解を載せて、建設関連業者や車持ちダンプ労働者の不安をあおったことに端を発します。

※秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関は、事業者における遵法意識の啓発、違法行為を行っている事業者に対する指導、荷主に対する要請等の活動を行う事業を適正化事業と位置付け、これを推進する機関であり、東北運輸局長より秋田県トラック協会が指定を受けています。

秋田県内では過去にも、トラック協会や適正化事業実施機関が元請建設会社などに対して「自家用ダンプカーによる運搬行為がすべて違法である」かのような主張を繰り返してきた経過がありました。

冒頭、トラック協会からは「ホームページに載せたナンバー問題での Q&A については抗議・申し入れのあった3月23日に削除した。自家用ダンプのすべてが違法ということはない。こちらのチェックミスであり反省している。再発防止のため、国交省で出している自家用ダンプカーについての事務連絡(2月10日付け)を協会内で徹底する」という反省の趣旨の発言がありました。

その後、組合からは資料(トラック協作成文書、秋田県建設部長通達、ダンプカーによる交通事故防止対策懇談会報告、月間交通記事(警察庁)、庸車運転手に関する実態調査、国会議事録等)に基づき説明を行うとともに、「今回のように自家用ダンプはすべて違法であるという内容がネット上に出ると、伝染病の様に広がっていく。組合からの説明はご理解いただいたでしょうか」の質問には、専務理事は「元々わかっていたつもりですが、あらためて理解しました。車持ち労働者には問題がないこともわかりました。参考に建交労のホームページ上の機関紙を1年分見せてもらいました」と述べ、最後に「こういう問題が起きないように、よく注意していきたい」との発言がありました。

自家用ダンプ、車持ちダンプ労働者を排除する権限はトラック協会にはありません。まず、自家用ダンプは違法だと虚偽ニュースを徹底的に流布して、そのあとに緑ナンバーが窓口になって自家用ダンプを自由勝手に支配するという意図がありありです。虚偽情報に接した多くの建設会社、砕石会社は自家用ダンプの使用をためらい、あるいは使用を断わる状況も一部にありますが、建交労は関係者に真実を伝えて、従来どおり就労を継続できるようにします。

## 憲法9条こそ最強の武器

≪使いこなしてイラン攻撃やめさせろ≪  
≪自衛隊をホルムズ海峡に派遣するな≪



**自動車保険は組合へ**

新規申込受付中

ダンプ・乗用車  
家族の軽自動車等をぜひとも!

**団体割引10%**

①ダンプ・乗用車15万円まで無料  
②ダンプは特約で100万円まで保障

万が一の  
事故対応スムーズ

＜問合せ先＞ 建交労東北ダンプ支部



米国とイスラエルに言うセリフでしょ

世相

米軍のイラン攻撃

自国内の基地を使わせない

— スペイン、スイス、イタリア

我が国からの移動は事前協議の対象でない

— 日本政府